平成２１年（フ）第３０１号
長崎県佐世保市花高３丁目６番３号　市営アパート303号
債務者　川村　　香（旧姓堀本）
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２４３号
広島県福山市伊勢丘８丁目12番３号
債務者　小寺真知子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３４７号
広島県福山市沖野上町６丁目９番17―５号
債務者　堂元　敏晴
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３４２号
広島県福山市加茂町大字下加茂199番地４
債務者　若井　孝文
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月27日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３４３号
広島県福山市加茂町大字下加茂199番地４
債務者　若井満知子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月27日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第５６５号
青森市緑１丁目17番地２　グリーンハイツ465・101号
債務者　浅利富美子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８９号
栃木県栃木市今泉町１丁目18番35号
債務者　龍﨑　　正
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１８９９２号
東京都清瀬市竹丘３丁目３―１―404
債務者　長谷川クニ子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８９９３号
東京都清瀬市竹丘３丁目３―１―404
債務者　長谷川　久
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９３８１号
埼玉県狭山市狭山台２丁目１―２―17―506
債務者　小木裕美子（旧姓天野）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４８号
東京都府中市分梅町２丁目42番地の１ドエル永瀬205
債務者　宮島惠美子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１８７号
東京都西東京市南町３丁目10番18―302号
債務者　今井美輪子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１９５号
愛知県江南市前飛保町栄197番地１
破産者　伊藤　博志
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１８号
福岡県久留米市合川町185番地13
破産者　古賀　哲哉
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１９号
福岡県久留米市合川町185番地13
破産者　古賀ひろ子
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１９０６号
名古屋市港区正保町７丁目68番地
破産者　新栄商会こと　西尾　初美
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第５８３号
滋賀県草津市上笠４丁目34番23―507号、前住所滋賀県草津市追分町907番地の36
破産者　井上　　滋
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部